

経済産業省

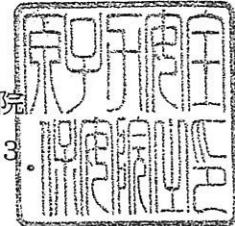
平成23・06・28 原院第2号

平成23年6月30日

緊急遮断弁の適切な管理について（注意喚起）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-251b-11-3



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年6月7日に、コスモ石油株式会社から、同社千葉製油所及び四日市製油所においてコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第5条第1項第44号に定める「液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置」として設置されている弁を開状態で固定していた旨の報告を受けました。

高圧ガス保安法（昭和26年法律204号。以下「法」という。）の関係省令において定めている「漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置」として設置されている弁（以下「緊急遮断弁」という。）の固定は、法第11条第1項及び第12条第1項に定める製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務、法第18条第1項及び第2項に定める貯蔵所を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務又は法第24条の3第1項に定める消費のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない義務に反する行為である。これを受け、当院は、高圧ガスの大量漏えいによる災害を防止するため、可燃性ガス、毒性ガス若しくは酸素の液化ガスの貯槽（内容積が5000リットル未満のものを除く。）又は一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第6条の2第2項の規定に適合するコールド・エバポレータを使用して高圧ガスを製造及び貯蔵する者並びに特殊高圧ガスの貯蔵設備を使用して特殊高圧ガスを消費する者に対し、下記の事項を注意喚起することとします。

記

1. 緊急遮断弁は、当該緊急遮断弁が接続された貯槽の元弁又は容器のバルブが閉止され

ていない限り、いかなる場合にあっても、必要な時に安全に、かつ、速やかに閉止できる状態を維持しなければならないこと。

2. 工事等の際に緊急遮断弁を開状態で固定する必要がある場合には、当該緊急遮断弁が接続された貯槽の元弁又は容器のバルブを閉止すること。
3. 緊急遮断弁を開状態で固定しなければ液封等の高圧ガスの保安上の問題が生じる場合には、液圧逃がし弁を設置するなどの措置を速やかに講ずること。